

## 第14回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日 時 令和2年4月17日（金）

13時15分～

会 場 庁議室兼防災対策室

1 緊急事態宣言の対象地域拡大を受けての対応について

2 その他

## 緊急事態宣言の対象地域拡大を受けての対応について

### 1 緊急事態宣言対象地域※（関東地域）における中核市の対応状況

県	市	対応内容
埼玉県	川越市	・全ての市立学校を臨時休業 ・公共施設の休止又は一部休止
	越谷市	・全ての市立学校を臨時休業 ・公共施設の休止又は一部休止
千葉県	船橋市	・全ての市立学校を臨時休業 ・公共施設の休止又は一部休止
	柏市	・全ての市立学校を臨時休業 ・公共施設の休止又は一部休止
東京都	八王子市	・全ての市立学校を臨時休業 ・公共施設の休止又は一部休止
神奈川県	横須賀市	・全ての市立学校を臨時休業 ・公共施設の休止又は一部休止

※令和2年4月7日 緊急事態宣言対象地域 7都府県  
(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県)

### 2 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の取りまとめ

早急な策定に向けて取り組み中

◎本日中の開催が見込まれている福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議開催後、県の対策内容を把握し市としての対応を検討する。

## 緊急事態宣言を受けて取り組みが想定される事項（案）

令和2年4月17日

4月16日に発出された緊急事態宣言の全国への拡大を受けて、国が3月に策定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び県の「新型コロナウイルス感染症対策基本方針」より、市として取り組みが想定される事項について記載する。

### 1. 情報提供・共有

- (1) 発生状況や患者の病態等の臨床情報等の正確な情報提供に努める。
- (2) 手洗い・咳エチケット等の感染対策の徹底を周知する。
- (3) 風邪症状がある場合の休暇取得、学校の欠席、外出自粛等の呼びかけ
- (4) 日常生活や職場において人混みや近距離での会話や呼気が激しくなる運動は避けるよう促す。飲食店でも「三つの密」のある場面は避ける。
- (5) 従業員や学生の健康管理や感染対策の徹底を呼びかける。
- (6) 多人数での会食を避けるよう呼びかける。
- (7) 感染状況に応じたメッセージの発信や注意喚起を行う。

### 2. サーベイランス・情報収集

- (1) 擬似症患者のほか、医師が感染を疑い必要と認める場合、積極的に検査を実施する。
- (2) 衛生研究所、保健所及び民間の検査機関等の検査体制の強化を図る。
- (3) 感染症発生動向調査を実施するとともに、学校等での集団発生の把握に努める。

### 3. まん延防止

- (1) 新型コロナウイルス感染症の特性及びまん延の状況を踏まえ、施設の使用制限の呼びかけを行う。
- (2) 「三つの密」のあるイベントについては、開催自粛を呼びかけする。
- (3) 感染拡大につながるおそれのあるイベント開催の制限について協力の呼びかけを行う。
- (4) 県と連携しながら、まん延防止策として「三つの密」を避けるとともに、クラスター対策及び接触機会の低減を行う。
- (5) 保健所の体制強化を図りながら、積極的疫学調査により、感染状況を正確に把握する。
- (6) 「ロックダウン」のような施策ではないことを市民に周知する。
- (7) 不要不急の帰省や旅行、県境を移動することは、まん延防止の観点から極力避けるよう呼びかける。また、食料・医薬品や生活必需品の買い占めが起これば

いよう呼びかけを行う。

- (8) 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、職場への出勤、屋外での運動などは外出自粛の対象とはならないことを周知する。
- (9) 在宅勤務（テレワーク）や時差出勤、自転車通勤等への協力を呼びかける。  
また、職場において、感染防止のための取り組み（手洗い、咳エチケット、換気の励行、発熱症状のある職員の出勤自粛、テレビ会議の活用）の呼びかけを行う。
- (10) 繁華街の接客を伴う飲食店等について外出を自粛するよう呼びかけを行う。
- (11) 食堂、レストラン、喫茶店などに換気、人との間隔を適切にとることを注意し、感染防止を呼びかける。また、ナイトクラブ等の遊興施設については、外出自粛の呼びかけを行う。
- (12) 対策本部長より教育委員会に対して、学校施設の使用制限等について必要な措置を講じるよう求める。
- (13) 保育所や放課後児童クラブについて、保育の縮小や臨時休園等について検討を行う。
- (14) 公共交通機関等の施設における感染対策を徹底する。

#### 4. 医療等

- (1) 帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来により適切な感染管理を行ったうえ、感染症が疑われる患者へ外来医療を提供する。
- (2) 感染が認められた場合は、感染症指定医療機関等への入院勧告・措置を実施する。
- (3) 軽症者が家庭内感染のリスクを下げるため、施設等で療養を行うよう対策に努める。
- (4) 医療機関や高齢者施設等に対して、「三つの密」を避けるよう利用者と接する際にはマスク着用や手洗い・手指の消毒を呼びかける。
- (5) 医療機関や高齢者施設等に対して、面会の制限や利用者の外出制限等の検討を呼びかける。
- (6) 感染が疑われる場合は、早急に固執隔離し、感染対策を実施するよう呼びかける。
- (7) 妊娠中の女性に配慮した環境整備に努めるよう周知する。
- (8) 健康診断や予防接種について、適切な感染対策の下で実施するよう努める。

#### 5. 経済・雇用対策

- (1) 中小・小規模事業者や個人事業主が継続して事業に取り組めるよう努める。

6. その他重要な留意事項

- (1) 患者に携わった方に対して、人権に配慮するよう努める。
- (2) 海外から一時帰国した児童生徒への学校受け入れ支援やいじめ防止等の取り組み支援を行う。
- (3) 感染症対策に従事する医療関係者が風評を受けないよう市民へ普及啓発を行う。
- (4) マスクや医薬品、医薬品等に係る買い占め防止を呼びかける。
- (5) 自宅でのDV防止等に取り組むとともに、高齢者や障がい者などへの見守りに努める。
- (6) 電気やガス、水道を維持し市民生活への影響が最小限となるよう公益的事業の継続を支援する。